2　令和八年九月十日以前の各日における前条の連動係数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる式により算出するものとし、その数に小数点以下第五位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。 一　令和３年９月11日以降に発行された物価連動国債の場合 令和２年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数 / 令和２年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数 二　令和３年９月10日以前に発行された物価連動国債の場合 令和２年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数 / 平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数 × 平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される令和３年９月10日における適用指数 / 令和２年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される令和３年９月10日における適用指数 ［３・４　略］	2　令和三年九月十日以前の各日における前条の連動係数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる式により算出するものとし、その数に小数点以下第五位未満（平成二十八年三月三十一日以前に発行された物価連動国債については、小数点以下第三位未満）の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。 一　平成28年９月11日以降に発行された物価連動国債の場合 平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数 / 平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数 二　平成28年９月10日以前に発行された物価連動国債の場合 平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数 / 平成22年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数 × 平成22年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成28年９月10日における適用指数 / 平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成28年９月10日における適用指数 ［３・４　同上］
備考　表中［　］の記載は注記である。	

○農林水産省告示第千三百三十五号

令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第一号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千六百五十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年八月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（略） 別表	（略） 別表

農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量
（略）	（略）	（略）
S―ベンジル＝ジプロピルチオカルバマート（別名プロスルホカルブ）	0.0034㎎／kg体重／日	0.067㎎／kg体重

農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

（略）	（略）